



発行 新潟県

第21号

平成25年3月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

15 新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)

告 示

355 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)

356 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)

357 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)

358 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)

359 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可(高齢福祉保健課)

360 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)

361 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)

362 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

363 保安林の指定予定(治山課)

364 保安林の指定予定(治山課)

365 土地改良事業計画の認可(農地計画課)

366 公共測量の終了通知(監理課)

367 道路の供用開始(道路管理課)

368 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)

369 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)

370 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)

371 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

372 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更(建築住宅課)

公 告

技能検定の合格者の発表(職業能力開発課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

一般競争入札の実施(病院局総務課)

教育委員会告示

2 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正(高等学校教育課)

3 新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程の一部改正(高等学校教育課)

規 則

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第15号

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

新潟県と畜場法施行細則（昭和28年新潟県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																																												
<p>第9号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">と畜検査申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年齢（推定年齢）</th> <th style="text-align: center;">月齢</th> <th style="text-align: center;">出生の 年月日</th> <th style="text-align: center;">特徴</th> <th style="text-align: center;">産地</th> <th style="text-align: center;">個体識 別番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注 1～4 (略)</p> <p>5 「年齢（推定年齢）」の欄は、牛以外の獣畜について申請する場合に限り記入すること。</p> <p>6 「月齢」、「出生の年月日」及び「個体識別番号」の欄は、牛について申請する場合に限り記入すること。</p>	年齢（推定年齢）	月齢	出生の 年月日	特徴	産地	個体識 別番号																																																																			<p>第9号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">と畜検査申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年齢（推定年齢）</th> <th style="text-align: center;">特徴</th> <th style="text-align: center;">産地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注 1～4 (略)</p>	年齢（推定年齢）	特徴	産地																																	
年齢（推定年齢）	月齢	出生の 年月日	特徴	産地	個体識 別番号																																																																																																								
年齢（推定年齢）	特徴	産地																																																																																																											

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ごせん福祉会	五泉市論瀬5975番地12	ショートステイすもとの里	五泉市論瀬5975番地12	介護予防短期入所生活介護	H24. 11. 1
社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園	上越市西城町2丁目3番12号	五智聖母の家訪問介護事業所	上越市五智3丁目1番15号	訪問介護	H25. 2. 6
社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園	上越市西城町2丁目3番12号	五智聖母の家訪問介護事業所	上越市五智3丁目1番15号	介護予防訪問介護	H25. 2. 6
さいとう診療所	上越市板倉区針941番地	さいとう診療所	上越市板倉区針941番地	居宅療養管理指導	H24. 12. 4
さいとう診療所	上越市板倉区針941番地	さいとう診療所	上越市板倉区針941番地	介護予防居宅療養管理指導	H25. 2. 5
有限会社上新ライフサービス	上越市大学前38-2	ショートステイめぐみ	上越市鴨島1075	短期入所生活介護	H25. 1. 4
有限会社上新ライフサービス	上越市大学前38-2	ショートステイめぐみ	上越市鴨島1075	介護予防短期入所生活介護	H25. 1. 4
社会福祉法人つつじ会	小千谷市大字四ツ子509番地1	ショートステイつつじガーデン小千谷	小千谷市大字四ツ子509番地1	短期入所生活介護	H25. 1. 31
社会福祉法人つつじ会	小千谷市大字四ツ子509番地1	ショートステイつつじガーデン小千谷	小千谷市大字四ツ子509番地1	介護予防短期入所生活介護	H25. 1. 31
秋葉タクシー株式会社	長岡市栄町2丁目2番18号	秋葉タクシー株式会社	長岡市栄町2丁目2番18号	訪問介護	H25. 1. 31
株式会社クレアメディコ	長岡市緑町1丁目38番地283	多機能ケアセンターさわやか苑長倉	長岡市長倉4丁目110	小規模多機能型居宅介護	H25. 2. 1
株式会社クレアメディコ	長岡市緑町1丁目38番地283	多機能ケアセンターさわやか苑長倉	長岡市長倉4丁目110	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25. 2. 1

◎新潟県告示第356号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	福祉用具貸与	H24.12.15
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	介護予防福祉用具貸与	H24.12.15
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	特定福祉用具販売	H24.12.15
有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	有限会社浦佐介護サービス	南魚沼市黒土新田778番地3	特定介護予防福祉用具販売	H24.12.15

◎新潟県告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社紫音堂訪問介護ステーション	新潟県村上市堀片6番5号	株式会社紫音堂	平成25年3月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケアセンター長岡末広	新潟県長岡市末広1丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター春日和越後川口	新潟県長岡市西川口431番地3	株式会社ワールドステイ	平成25年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンターさわやか苑長岡藤沢	新潟県長岡市藤沢1丁目9番10号	株式会社クレアメデイコ	平成25年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	ニチイケアセンター長岡末広	新潟県長岡市末広1丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年3月1日

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	新発田ふれあいの杜	新潟県新発田市城北町2丁目9番12号	株式会社ふれあいの杜	平成25年3月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイつつじガーデン宮内	新潟県長岡市曲新町2丁目2番5号	有限会社アド・メディカル	平成25年3月1日

◎新潟県告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
さわやか苑長岡藤沢居宅介護支援事業部	新潟県長岡市藤沢1丁目9番10号	株式会社クレアメディコ	平成25年3月1日
ニチイケアセンター長岡末広	新潟県長岡市末広1丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年3月1日
生活サポートセンターけあーず	新潟県南蒲原郡田上町川船河甲1330番地5	株式会社フィクス	平成25年3月1日

◎新潟県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
介護老人保健施設葵の園・上越	新潟県上越市頸城区上吉194番地	医療法人社団葵会	平成25年3月1日

◎新潟県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日

J A 頸南訪問介護事業所	新潟県妙高市志535番地5	えちご上越農業協同組合	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年1月21日	平成25年2月28日
---------------	---------------	-------------	------------------	------------	------------

◎新潟県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
J A えちご上越・頸南居宅介護支援事業所	新潟県妙高市志535番地5	えちご上越農業協同組合	平成25年1月21日	平成25年2月28日

◎新潟県告示第362号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
松井 稔忠	内科	羽茂病院	佐渡市羽茂本郷22	H25. 3. 1	第15条第1項の医師に指定した
高木 繁	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
有海 明央	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
大西 康史	内科 リハビリテーション科	ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115	〃	〃
吉田 一浩	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
村瀬 貴之	消化器内科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	〃	〃
関川 宗	内科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	〃	〃
原 夏樹	整形外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	〃	〃
後藤 剛	整形外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	〃	〃
眞島 卓弥	神経内科	国立病院機構新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	〃	〃
森田 修	整形外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃

◎新潟県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県見附市島切窪町字東山53の1、66の1から66の3まで、字イリ55から65まで、69

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び見附市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市栃尾町字階子沢甲966の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年 3月15日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市 西蒲原土地改良区	田中新	農業用排水施設整備 (基盤整備促進) 事業	新規	平成 25 年 3 月 7 日	第 48 条

◎新潟県告示第366号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年 3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）

2 作業期間 平成24年 9月13日から平成25年 2月28日まで

3 作業地域 新発田市内一円

◎新潟県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市栄町363番18から同市上町509番1
- 3 供用開始の期日 平成25年3月15日

◎新潟県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 上越新井線及び新井停車場線
- 2 道路の位置
妙高市栄町441番3から同市上町540番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 妙高市長
所在 妙高市栄町5番1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
水路の内空及びせき板の維持管理
- 5 管理の期間
平成24年9月13日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第369号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年2月16日新潟県告示第285号）を次のとおり解除する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米田地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第370号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米田中央地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田東地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(1)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(2)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(3)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(4)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(6)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(7)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(8)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(9)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(11)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タキノ入西地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
タキノ入東地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
諏訪ノ入地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
米田(8)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
米田(9)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
米田(11)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
米田(12)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
上野山(1)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山(2)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤ノ木沢地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	土石流
上野山(1)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	土石流

上野山(2)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	土石流
上野山(3)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	土石流
上野山地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	地すべり
馬草(2)地区	三島郡出雲崎町大字馬草	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五庵地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条北地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条東地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五庵地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	土石流
丘向沢地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	土石流
塩ノ入沢地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	土石流
ヒノキ地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	土石流
塩ノ入地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	地すべり
神明町地区	長岡市脇野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮下町地区	長岡市脇野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮東地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	土石流
藤川2地区	長岡市藤川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥越地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田沢地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	土石流
鳥越(1)地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	土石流
鳥越(2)地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	土石流
中通り・江入(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下稲場回り地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上稲場回り(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榎原宮沢地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
横屋河内(4)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
横屋河内(5)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
横屋河内(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
横屋河内(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
横屋河内(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
小倉沢(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
小倉沢(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
夏井入沢(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
夏井入沢(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
北河内(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
北河内(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
北河内(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
北河内(4)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(2)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲沢川地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	土石流

七十刈(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当之浦(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上割沢地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	土石流
南谷下沢地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	土石流
入河内地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	土石流
七十刈(1)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	土石流
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝の沢地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	土石流
大窪沢地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	土石流
山沢川地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	土石流
下の峰沢地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	土石流
周衛門入地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	土石流
高町(1)地区	長岡市高町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高町(2)地区	長岡市高町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高町(5)地区	長岡市高町・柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高町(6)地区	長岡市高町・柿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高町(7)地区	長岡市高町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上柿野地区	上越市浦川原区上柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上柿野(1)地区	上越市浦川原区上柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下柿野地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下柿野(1)地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

顕聖寺地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺(3)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ノ沢地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	土石流
川久保沢地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	土石流
第一岡屋敷沢地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	土石流
第二岡屋敷沢地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	土石流
第三岡屋敷沢地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	土石流
家の下地区	上越市浦川原区上柿野・下柿野	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米田中央地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田東地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(1)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(2)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(3)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(4)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(6)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(7)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(8)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

米田(9)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(11)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米田(8)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
米田(12)地区	三島郡出雲崎町大字米田	次の図のとおり	土石流
上野山(1)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山(2)地区	三島郡出雲崎町大字上野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬草(2)地区	三島郡出雲崎町大字馬草	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五庵地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条北地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上条東地区	長岡市三島上条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明町地区	長岡市脇野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮下町地区	長岡市脇野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
気比宮東地区	長岡市気比宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤川2地区	長岡市藤川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥越地区	長岡市鳥越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下稲場回り地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小倉地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中通り・江入(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上稲場回り(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北河内(1)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流

北河内(2)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
北河内(3)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
北河内(4)地区	長岡市与板町榎原	次の図のとおり	土石流
鬼屋敷地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(1)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
扇田(2)地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石取山地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲沢川地区	長岡市与板町岩方	次の図のとおり	土石流
七十刈(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当之浦(2)地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下地区	長岡市与板町馬越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上柿野地区	上越市浦川原区上柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上柿野(1)地区	上越市浦川原区上柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下柿野地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下柿野(1)地区	上越市浦川原区下柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺(3)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第372号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（平成22年3月新潟県告示第339号）を次のとおり改め、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

住宅名	棟	利便性係数
早通南	1号棟	0.7490
	2号棟	0.7490
	3号棟	0.7490
	4号棟	0.7490
	5号棟	0.7490
	6号棟	0.7490
	7号棟	0.7490
	8号棟	0.7490
	9号棟	0.7490
	10号棟	0.7490
	11号棟	0.7490
	12号棟	0.7490
	13号棟	0.7490
	14号棟	0.7490
	15号棟	0.7490
	16号棟	0.7490
	17号棟	0.7490
	18号棟	0.7490
	19号棟	0.7500
	20号棟	0.7500
	21号棟	0.7500
	22号棟	0.7500
	23号棟	0.7500
	24号棟	0.7500
	25号棟	0.7500
	26号棟	0.7500
	27号棟	0.7500
	28号棟	0.7468
	29号棟	0.7468
早通北	30号棟	0.7193
	31号棟	0.7193
	32号棟	0.7193
	33号棟	0.7193
	34号棟	0.7193
	35号棟	0.7193
	36号棟	0.7193
	37号棟	0.7193
	38号棟	0.7193
	39号棟	0.7193
	40号棟	0.7193
	41号棟	0.7193

	42号棟	0.7193
	43号棟	0.7193
	44号棟	0.7193
	45号棟	0.7193
	46号棟	0.7193
	47号棟	0.7193
	48号棟	0.7493
	49号棟	0.7493
	50号棟	0.7493
	51号棟	0.7493
藤見町	1号棟	1.0000
石山第一	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	17号棟	1.0000
	18号棟	1.0000
	19号棟	1.0000
石山第二	5号棟	1.0000
	6号棟	1.0000
	7号棟	1.0000
	8号棟	1.0000
	9号棟	1.0000
	10号棟	1.0000
	11号棟	1.0000
	12号棟	1.0000
	13号棟	1.0000
	14号棟	1.0000
	15号棟	1.0000
	16号棟	1.0000
文京町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
汐見台	1号棟	0.9341
	2号棟	0.9341
	3号棟	0.9341
	4号棟	0.9341
	5号棟	0.8941
	6号棟	0.8941
	7号棟	0.8941
	8号棟	0.8941
	9号棟	0.8941
	10号棟	0.8941
	11号棟	0.8941
	12号棟	0.8941
	13号棟	0.8941
	14号棟	0.8941
	15号棟	0.8941

	16号棟	0.8941
	17号棟	0.8941
	18号棟	0.8941
	19号棟	0.8941
	20号棟	0.8941
	21号棟	0.8941
	22号棟	0.8941
	23号棟	0.8941
	24号棟	0.8941
	25号棟	0.8941
	26号棟	0.8941
	27号棟	0.8941
	28号棟	0.8941
	29号棟	0.8941
	30号棟	0.8941
	31号棟	0.8941
	32号棟	0.8941
	33号棟	0.8941
	34号棟	0.8941
	35号棟	0.8941
	36号棟	0.8941
新町	1号棟	0.7444
	2号棟	0.7444
新栄町	1号棟	0.7276
	2号棟	0.7276
新金沢町	1号棟	0.7335
	2号棟	0.7335
	3号棟	0.7335
	4号棟	0.7335
小針	1号棟	1.0000
小針ヶ丘	1号棟	1.0000
小針西	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
上新栄町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
割前	1号棟	0.7000
	2号棟	0.7000
稽古町	1号棟	1.0000
西神田	A号棟	1.0000
上除	H-1号棟	1.0000
	F-1号棟	0.9996
稲葉	A号棟	0.9387
寿町	A号棟	0.9813
	B号棟	0.9813
土合	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000

	4号棟	1.0000
	5号棟	1.0000
宮栄	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
本条	1号棟	0.8015
上の原	1号棟	0.7983
	2号棟	0.7983
柳之町	1号棟	0.8094
あけぼの	1号棟	0.8235
あかさか	1号棟	0.8235
南本町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	0.9993
夷浜	A号棟	0.9863
	B号棟	0.9863
	C号棟	0.9863
	D号棟	0.9863
子安	A号棟	1.0000
城南	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
南新町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
今泉	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
春日新田	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
下小町	1号棟	1.0000
安江	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
	E号棟	1.0000
	F号棟	1.0000
	G号棟	1.0000
中通	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
ひしみ	1号棟	0.8702
田島	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
南四日町	1号棟	0.9835
	2号棟	0.9835
	3号棟	0.9835
	4号棟	0.9835
北入蔵	1号棟	0.9901

	2号棟	0.9901
	3号棟	0.9901
	4号棟	0.9901
西大崎	1号棟	0.9769
	2号棟	0.9769
	3号棟	0.9769
	4号棟	0.9769
	5号棟	0.9769
	6号棟	0.9769
	7号棟	0.9769
半田	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	5号棟	1.0000
	6号棟	1.0000
北園町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
	E号棟	1.0000
	F号棟	1.0000
	G号棟	1.0000
	H号棟	1.0000
緑ヶ丘	1号棟	0.9987
	2号棟	0.9820
松波町	1号棟	0.9286
	2号棟	0.9286
	3号棟	0.9286
	4号棟	0.9286
	5号棟	0.9286
栄町	1号棟	1.0000
中曽根	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
千谷川	1号棟	1.0000
天竺	1号棟	0.9646
元中子	1号棟	0.9963
	2号棟	0.9963
旭町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
千刈	2号棟	1.0000
西加茂	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
八幡	1号棟	0.9561
	2号棟	0.9561
新座	1号棟	1.0000
大黒沢	1号棟	0.9867
	2号棟	0.9467

		0.9867
	3号棟	0.9467
	5号棟	0.9467
	7号棟	0.9467
	9号棟	0.9467
	10号棟	0.9467
		0.9867
昭和町	A号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
今町	B号棟	0.9720
緑町	1号棟	0.9448
	2号棟	0.9448
葛巻	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
あいおい	1号棟	1.0000
上の山	A号棟	0.9942
南町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
希望ヶ丘	1号棟	1.0000
堤下	1号棟	0.9178
	3号棟	0.9178
小関	1号棟	0.9005
新生町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	5号棟	1.0000
花園町	1号棟	0.9445
		0.9845
	2号棟	0.9445
分水学校町	1号棟	1.0000
南吉田	1号棟	0.9597
	2号棟	0.9597
田伏	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
横町	1号棟	0.9864
	2号棟	0.9864
寺地	A号棟	0.9830
	B号棟	0.9830
	C号棟	0.9830
小出雲	1号棟	1.0000
高柳	1号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
新井学校町	1号棟	1.0000

	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
稲場	1号棟	0.9519
	2号棟	0.9519
山王	1号棟	0.9900
	2号棟	0.9900
	3号棟	0.9900
山王南	1号棟	0.9361
	2号棟	0.9361
安野	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
おりと	1号棟	1.0000
炭屋町	1号棟	1.0000
青柳寺	1号棟	1.0000
関下	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
沢田	1号棟	1.0000
羽根川	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
青島	1号棟	1.0000
余川	1号棟	1.0000
六日町学校町	1号棟	1.0000
上町	松	1.0000
	竹	1.0000
	梅	1.0000
鳥坂	1 A号棟	1.0000
	1 B号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000

公 告

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成24年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成25年 3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

等級 検定職種（作業名）

受検番号

特級

機械加工

A甲0007

金属プレス加工

A甲0001

機械保全

A甲0001 B0001

電気機器組立て

A甲0002

プラスチック成形

B0001

1級

さく井 (パーカッション式さく井工事作業)

A甲0001 A甲0007 A甲0010 A甲0013 C0004 C0007 C0008

(ロータリー式さく井工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0007 A甲0008 A甲0014 A甲0015 A甲0017 A甲0019 B0001

C0001 C0003 C0005

鑄造 (鑄鋼鑄物鑄造作業)

A甲0001 A甲0002 B0001 C0001 C0002

鍛造 (ハンマ型鍛造作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003

(プレス型鍛造作業)

C0001

金型製作 (プラスチック成型用金型製作作業)

C0001

工場板金 (機械板金作業)

B0003 D0001

(数値制御タレットパンチプレス板金作業)

A甲0001

機械検査 (機械検査作業)

C0001 C0004

機械保全 (機械系保全作業)

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0012

A甲0013 A甲0017 A甲0019 A甲0022 A甲0024 A甲0026 A甲0027 A甲0028

A甲0029 A甲0038 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0054 A甲0055 A甲0056

A甲0057 A甲0058 A甲0059 A甲0060 A甲0061 A甲0064 A甲0065 A甲0066

A甲0067 A甲0068 A甲0069 B0001 B0002 B0004 B0010 B0011 B0012 B0013

B0017 C0001 C0002 C0004 C0008 C0010 C0011 C0012 C0013 C0014

C0015 D0001

(電気系保全作業)

C0001 C0004 C0005 C0006 C0007 C0008

(設備診断作業)

A甲0001

電気機器組立て (シーケンス制御作業)

C0003 C0006

半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001 C0001 C0005

(集積回路組立て作業)

A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0012

プリント配線板製造 (プリント配線板製造作業)

A甲0001 B0002

自動販売機調整 (自動販売機調整作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0004 C0002 C0003

産業車両整備 (産業車両整備作業)

D0001

空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 C0001 C0002

油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

A甲0001 A甲0002 C0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008
 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017
 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0024 A甲0025 A甲0028 A甲0029 A甲0030
 B0001 B0002 B0003 B0004 B0006 B0007 B0008 B0009 B0010 B0011
 B0012 B0013 C0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0014 A甲0017 A甲0019 B0001
 B0002 B0003 B0005 B0006 B0011 C0001 C0002

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

A甲0001 A甲0002

パン製造（パン製造作業）

A甲0001 A甲0003 C0001 C0003 C0004 C0005

菓子製造（和菓子製造作業）

C0001

みそ製造（みそ製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009
 A甲0010 C0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0012 A甲0013
 A甲0015 A甲0026 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033
 A甲0034 A甲0036 A甲0037 B0001 B0002 B0003 C0001 C0002 C0003
 C0004 C0005 C0006 C0007

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009
 A甲0010 A甲0011 B0001 C0001

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014
 A甲0015 A甲0016 A甲0018 A甲0019 B0001 B0002 B0004 B0006 C0001
 C0002 C0004 C0006 C0009 C0011 C0014 C0017 C0018

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0011
 A甲0012 A甲0013 A甲0015 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021
 A甲0024 B0001 B0002 B0003 B0004 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005
 C0006 C0009 C0010 C0012

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009
 A甲0010 A甲0011 A甲0012 B0001

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0002 B0001 B0002

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 C0001 C0003 C0004

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

B0001 C0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0001 C0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

C0002

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

C0001

金属材料試験(組織試験作業)

B0001

塗装(鋼橋塗装作業)

A甲0001 C0002 C0003

2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業)

A甲0016

(ロータリー式さく井工事作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0009 A甲0010 C0001 C0002

鑄造(鑄鋼鑄物鑄造作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003

鍛造(ハンマ型鍛造作業)

C0001 C0002 C0003

(プレス型鍛造作業)

A甲0003 C0001

金型製作(プレス金型製作作業)

A甲0001

工場板金(機械板金作業)

A甲0002 A甲0010 B0001 B0003 B0004 C0001

(数値制御タレットパンチプレス板金作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 C0001

機械検査(機械検査作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0011

A甲0012 A甲0015 A甲0019 C0001 C0002 C0003 C0007 C0010 C0016

機械保全(機械系保全作業)

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010

A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0016 A甲0019 A甲0020 A甲0021

A甲0023 A甲0024 A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0031 A甲0032

A甲0034 A甲0036 A甲0046 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0051

A甲0052 A甲0053 A甲0054 A甲0056 A甲0057 A甲0058 A甲0059 A甲0060

A甲0061 A甲0064 A甲0065 A甲0066 A甲0067 A甲0068 A甲0069 A甲0070

A甲0071 A甲0072 A甲0073 A甲0074 A甲0075 A甲0081 A甲0082 A甲0085

A甲0086 A甲0087 A甲0089 A甲0090 A甲0091 A甲0092 A甲0095 A甲0096

A甲0099 A甲0102 A甲0105 A甲0106 A甲0107 A甲0108 A甲0109 A甲0110

A甲0112 A甲0114 A甲0115 A甲0117 A甲0118 A甲0120 A甲0124 A甲0130

A甲0133 A甲0134 B0001 B0002 B0003 B0005 B0006 B0007 B0008

B0010 B0011 B0012 B0013 B0015 B0016 B0017 B0020 B0022 B0023

B0024 C0001 C0005 C0006 C0007 C0008 C0010 C0012 C0013 C0017

C0018 C0019 C0020 C0022 C0023 C0024 C0025 D0001 D0002

(電気系保全作業)

A甲0001 A甲0009 A甲0012 A甲0016 A甲0017 A甲0019 C0004 C0009 C0012

(設備診断作業)

A甲0004 A甲0005

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

A甲0005 A甲0006

半導体製品製造(集積回路組立て作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0011 A甲0012

A甲0013 A甲0014

プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0003

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

A甲0002 C0001 C0002 C0003

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0012
A甲0015 A甲0022 B0001 B0002 B0003 C0001

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008
A甲0009 A甲0011 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020
A甲0021 A甲0022 B0002 B0003 C0001 C0002 C0003

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0009 A甲0010 A甲0013 A甲0015 B0001 B0002 C0001 C0002

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

A甲0001

和裁（和服製作作業）

C0001 C0002

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

A甲0001

パン製造（パン製造作業）

A甲0002

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001 C0001

みそ製造（みそ製造作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010
A甲0011 A甲0012

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008
A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016
A甲0017 A甲0018 A甲0020 A甲0021 C0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0003 A甲0013 A甲0014 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0022 A甲0026
A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0036 A甲0037 A甲0039
A甲0042 A甲0046 A甲0047 A甲0048 A甲0051 A甲0053 A甲0054 A甲0055
A甲0056 A甲0057 A甲0058 B0001 B0002 C0001 C0003 C0004 C0006 C0007
C0008 C0009 D0001 D0002

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0009 A甲0010 B0002 C0001

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0009 A甲0011 A甲0013 A甲0014 A甲0017
A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0028 A甲0029
A甲0030 A甲0031 A甲0033 A甲0035 A甲0036 A甲0037 B0001 C0003 C0005
C0007 C0008 C0009

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A甲0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0002 A甲0003

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0002 C0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0010 A甲0012 B0001 B0002 C0007 C0008

金属材料試験（組織試験作業）

B0001 C0003 C0004

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0003 C0001 C0002

義肢・装具製作（義肢製作作業）

A甲0001 C0001 C0003 D0001

（装具製作作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005

3級

機械加工（マシニングセンタ作業）

D0001 D0002 D0003 D0004 D0005 D0006

機械検査（機械検査作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010
 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018
 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026
 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0034
 A甲0036 A甲0037 A甲0038 A甲0040 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0045
 A甲0046 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0053
 A甲0054 A甲0055 A甲0056 A甲0057 A甲0058 A甲0059 A甲0060 A甲0061
 A甲0062 A甲0064 A甲0065 A甲0066 A甲0067 A甲0068 A甲0069 A甲0070
 A甲0071 A甲0072 A甲0074 A甲0075 A甲0076 A甲0078 A甲0079 A甲0080
 A甲0081 A甲0082 A甲0083 A甲0084 A甲0085 A甲0087 A甲0088 A甲0089
 A甲0090 A甲0091 A甲0092 A甲0094 A甲0096 A甲0097 A甲0098 A甲0099
 A甲0100 A甲0101 A甲0103 A甲0104 A甲0105 A甲0106 A甲0112 A甲0115
 A甲0117 A甲0118 C0001 C0002

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

時計修理（時計修理作業）

C0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012
 A甲0013 A甲0015 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0021 A甲0024 A甲0025
 A甲0026 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0038
 A甲0039 A甲0040 A甲0042 C0001 C0002

和裁（和服製作作業）

A甲0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008
 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016
 A甲0018 A甲0019 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026
 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0035
 A甲0036 A甲0037 A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042 A甲0043
 A甲0044 A甲0045 A甲0046 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0051
 A甲0052 A甲0053 A甲0054 A甲0055 A甲0056 A甲0057 A甲0058 A甲0059
 A甲0060 A甲0061 A甲0062 A甲0064 A甲0065 A甲0066 A甲0067 A甲0068

A甲0069	A甲0071	A甲0072	A甲0073	A甲0074	A甲0075	A甲0076	A甲0077
A甲0078	A甲0079	A甲0080	A甲0082	A甲0083	A甲0084	A甲0085	A甲0086
A甲0087	A甲0088	A甲0089	A甲0090	A甲0091	A甲0092	A甲0093	A甲0094
A甲0095	A甲0096	A甲0097	A甲0098	A甲0100	A甲0101	A甲0103	A甲0104
A甲0105	A甲0106	A甲0107	B0001	B0002	B0003	C0001	C0002
配管（建築配管作業）							
A甲0002	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0013	A甲0015	A甲0017	A甲0018
A甲0020	A甲0021	A甲0023	A甲0025	A甲0026	A甲0028	A甲0029	A甲0032
A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039	
テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCAD作業）							
A甲0001	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0009	A甲0010	A甲0011
A甲0012	A甲0016	A甲0018	A甲0019	A甲0021	A甲0025	A甲0026	
単一等級							
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）							
A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0010	A甲0011	A甲0012
B0002	B0004	B0005					B0001
バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）							
A甲0003	A甲0005	A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012
A甲0013	A甲0014	C0001					
路面標示施工（加熱ペイントマシンマーカール工事作業）							
D0001							

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
 - (1) N a I (T 1) シンチレーションサーベイメータ 26式
 - (2) GMサーベイメータ 84式
 - (3) 電離箱式サーベイメータ 46式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年1月7日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社千代田テクノル柏崎刈羽営業所
新潟県柏崎市荒浜2丁目15番5号
- 7 落札価格
54,735,450円
- 8 入札公告日
平成24年12月11日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
 - (1) 防護全面マスク（面体のみ） 1,032個
 - (2) 防護半面マスク（面体のみ） 3,096個
 - (3) 防護マスク用吸収缶 8,256個
 - (4) 保護メガネ 3,096個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年1月7日
- 6 落札者の氏名及び住所
船山株式会社新潟支店
新潟県新潟市東区卸新町3丁目51番地29
- 7 落札価格
54,266,688円
- 8 入札公告日
平成24年12月4日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
警報機付きポケット線量計 2,001台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年1月7日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社千代田テクノル柏崎刈羽営業所
新潟県柏崎市荒浜2丁目15番5号
- 7 落札価格
63,766,867円
- 8 入札公告日

平成24年12月11日

- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタル印刷機の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

- (1) 賃借等件名及び数量

デジタル印刷機の賃貸借 1式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

- (4) 納入場所

新潟県立中央病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成25年3月22日（金）午前11時00分

- (4) 入札書の提出期限

平成25年3月27日（水）午後5時00分

4 開札の日時及び場所

平成25年3月28日（木）午前8時45分

新潟県立中央病院講堂2

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院の電話交換業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の件名及び数量
電話交換業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
調達に関する入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称を問わない。）が所在する者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院庶務課庶務係
電話番号 025-266-5111 内線2308

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月27日(水)午後2時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する競争参加資格を証明する書類を平成25年3月25日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 調達手続の停止

平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

- (9) 契約の停止等

本調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院の看護助手業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

- (1) 業務の件名及び数量

新潟県立がんセンター新潟病院の看護助手業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

- (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)が存在する者であること。
- (6) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成22年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課経営係

電話番号 025-266-5111 内線2315

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年3月22日(金)まで前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月27日(水)午後2時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室B

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を平成25年3月25日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し苦情申立てがあったとき、別添契約書（案）及び仕様書で定める事項が明らかに履行されないと判断されるときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院の洗濯業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立がんセンター新潟病院の洗濯業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が存在する者であること。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成22年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14で定める基準に適合する者であることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課経営係

電話番号 025-266-5111 内線2315

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年3月22日（金）まで前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月27日(水)午後3時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室B

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を平成25年3月25日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し苦情申立てがあったとき、別添契約書(案)及び仕様書で定める事項が明らかに履行されないと判断されるときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院のメッセージャー業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立がんセンター新潟病院のメッセージャー業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が存在する者であること。
- (6) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成22年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課経営係

電話番号 025-266-5111 内線2315

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年3月22日（金）まで前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月27日（水）午後3時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室B

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を平成25年3月25日（月）までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し苦情申立てがあったとき、別添契約書（案）及び仕様書で定める事項が明らかに履行されないと判断されるときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院のフォトセンター業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立がんセンター新潟病院のフォトセンター業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が存在する者であること。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課経営係

電話番号 025-266-5111 内線2315

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年3月22日(金)まで前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室B

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196

条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を平成25年3月25日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し苦情申立てがあったとき、別添契約書(案)及び仕様書で定める事項が明らかに履行されないと判断されるときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院の食器類配下膳及び洗浄業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月15日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立がんセンター新潟病院の食器類配下膳及び洗浄業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)が存在する者であること。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

- (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成22年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課経営係
電話番号 025-266-5111 内線2315
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から平成25年3月22日(金)まで前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成25年3月27日(水)午後3時30分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を平成25年3月25日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し苦情申立てがあったとき、別添契約書(案)及び仕様書で定める事項が明らかに履行されないと判断されるときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (9) その他
- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月15日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長（園長を含む。）、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員をいう。</u></p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第17条 第3条第3号から第20号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。<u>ただし、同条第4号から第7号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第17条 第3条第3号から第20号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p>

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程（昭和53年3月新潟県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月15日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
(新潟県教育委員会及び校長の義務) 第4条 新潟県教育委員会（以下「県委員会」という。）及び校長は、この規程の定めるところに従い、次の各号に掲げる事項について確実に記載し、かつ、整理しなければならない。		(新潟県教育委員会及び校長の義務) 第4条 新潟県教育委員会（以下「県委員会」という。）及び校長は、この規程の定めるところに従い、次の各号に掲げる事項について確実に記載し、かつ、整理しなければならない。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 教職員に交付された辞令書の記載事項及び辞令書の交付に代えて文書その他適当な方法により発令された事項		(2) 教職員に交付された辞令書の記載事項	
(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)	
別表 記入要領		別表 記入要領	
区分	欄名	区分	欄名
(略)		(略)	
甲号 (裏)	(略)	甲号 (裏)	(略)
発令事項	次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項及び辞令書の交付に代えて文書その他適当な方法により発令された事項 (2)～(12) (略)	発令事項	次に掲げる事項を年代順に記入する。ただし、法令、条例若しくは規則の改廃に伴うもの又は市町村合併、市町村名改称若しくは校名改称については朱書とする。 (1) 任免権者の交付する辞令書の発令事項欄記載事項 (2)～(12) (略)
(略)		(略)	
(略)		(略)	